

別紙

「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実に関する植物
検疫実施細則」（平成10年2月5日 10農産第857号）新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設 (1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、それぞれ次の地域とする。 ア 指定生産地域 (ア) ウエストランド(Westland)地域 (イ) デ・クリング(DeKring)地域 (ウ) アーレ・リクステル(Aarle Rixtel)地域 (エ) デ・ピール(De peel)地域 (オ) エルスハウト(Elshout)地域 (カ) マーデ(Made)地域 (キ) ベグヘル(Veghel)地域 (ク) ボーネ(Voorne)地域 (ケ) エンス(Ens)地域 <u>(コ) ボメルワード・ベチュエ(Bommelerwaard-Betuwe)地域</u> <u>(サ) ゼーフエンベルゲン(Zevenbergen)地域</u> <u>(シ) ハーメレワード(Harmelewaard)地域</u> イ [略] (2) [略]	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちや及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設 (1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、それぞれ次の地域とする。 ア 指定生産地域 (ア) ウエストランド(Westland)地域 (イ) デ・クリング(DeKring)地域 (ウ) アーレ・リクステル(Aarle Rixtel)地域 (エ) デ・ピール(De peel)地域 (オ) エルスハウト(Elshout)地域 (カ) マーデ(Made)地域 (キ) ベグヘル(Veghel)地域 (ク) ボーネ(Voorne)地域 イ [略] (2) [略]

2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

ア～ウ [略]

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア)～(ク) [略]

(ケ) エンス(Ens)地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計3トラップ以上。指定栽培施設数が3未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(コ) ボメルワード・ベチュエ(Bommelerwaard-Betuwe)地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計20トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が20以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計20トラップ以上。指定栽培施設数が20未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(サ) ゼーフェンベルゲン(Zevenbergen)地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計3トラップ以上。指定栽培施設数が3未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

ア～ウ [略]

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア)～(ク) [略]

(シ) ハーメレワード(Harmelewaard) 地域 <u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上</u> <u>b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計3トラップ以上。指定栽培施設数が3未満の場合にあつてはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。</u> 以下 [略]	以下 [略]
---	---------------